次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯四十一度十五分四十九秒、東経百四十一度九分四秒の点 二　北緯四十一度十五分三十三秒、東経百四十一度九分三十秒の点 三　北緯四十一度十五分三十二秒、東経百四十一度九分三十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八十六　海上自衛隊佐世保地方総監部

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
平瀬町十八番	平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十三度九分四十三秒、東経百二十九度四十三分二十秒の点 二　北緯三十三度九分三十一秒、東経百二十九度四十二分五十二秒の点 三　北緯三十三度九分三十二秒、東経百二十九度四十二分三十四秒の点 四　北緯三十三度九分三十五秒、東経百二十九度四十二分二十六秒の点

相生町、泉町、今福町、鵜渡越町、上京町、神島町、祇園町、（次の図面に示す部分に限る。）、京坪町、高天町、熊野町、木場田町、新港町、常盤神町、立神町、（次の図面に示す部分に限る。）、戸尾町、（次の図面に示す部分に限る。）、名切町、（次の図面に示す部分に限る。）、幡町、（次の図面に示す部分に限る。）、田町（次の図面に示す部分に限る。）、金比良町、栄町、（次の図面に示す部分に限る。）、塩町、（次の図面に示す部分に限る。）、島町、浜田町、（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、松浦町、（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町、（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、御船町、宮崎町、宮地町、（次の図面に示す部分に限る。）、矢岳町、山本島町及び万津町

百八十七　海上自衛隊呉地方総監部

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
広島県呉市	広島県呉市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
幸町八番一号	幸町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度十三分四十六秒、東経百三十二度三十二分五十七秒の点 二　北緯三十四度十四分五秒、東経百三十二度三十二分四十六秒の点 三　北緯三十四度十四分二十八秒、東経百三十二度三十二分五十四秒の点 四　北緯三十四度十四分三十四秒、東経百三十二度三十二分五十九秒の点

青山町、海岸一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神原町（次の図面に示す部分に限る。）、三条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、清水一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宝町（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、築地町（次の図面に示す部分に限る。）、通一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、西中央一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、船見町（次の図面に示す部分に限る。）、本通一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）、宮原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、室瀬町（次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。